



監. 総. 文. 情第1063号
平成28年3月15日

一部開示決定通知書

野 村 一 也 様

警 視 総 監



平成28年2月23日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名	別紙のとおり	
2 公文書の開示をする日時及び場所	日 時	平成28年3月16日 午後2時00分
	場 所	警視庁情報公開センター
3 開示の方法	写しの交付	
4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	別紙のとおり	
5 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期		
6 連絡先	警視庁情報公開センター 電話 03-3581-4321 内線 21552	
7 備考	整理番号 66	

注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁情報公開センター経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別紙

1 公文書の件名

- (1) チュウシャリレキ
(28-02-24、14:29出力、HARAJUKU、No. 0065)
- (2) チュウシャリレキ
(28-02-24、14:20出力、HARAJUKU、No. 0066)
- (3) チュウシャリレキ
(28-02-24、14:41出力、HARAJUKU、No. 0077)
- (4) チュウシャリレキ
(28-02-24、15:22出力、HARAJUKU、No. 0078)
- (5) チュウシャリレキ
(28-02-24、15:02出力、HARAJUKU、No. 0079)

4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

非 開 示 部 分	根 拠 規 定	非 開 示 理 由
すべての非開示とした部分	東京都情報公開条例 第 7 条 第 2 号	当該非開示部分には、利用者毎の入庫時刻、出庫時刻、入庫時の硬貨累積枚数及び出庫時の硬貨累積枚数が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
	東京都情報公開条例 第 7 条 第 4 号	当該非開示部分には、利用者毎の入庫時刻、出庫時刻、入庫時の硬貨累積枚数及び出庫時の硬貨累積枚数が記載されており、公にすることにより、特定のパーキング・メーターにおける駐車違反の件数等が明らかとなり、その結果、分析を容易にし、特定のパーキング・メーターにおける駐車違反を誘発若しくは助長するおそれがあるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。